

令和8年3月9日
総務部契約検査課

建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について（お知らせ）

令和8年4月1日以降に契約する建設工事及び建設工事における設計・調査・測量業務における前払金保証、中間前払金保証及び契約保証について、電子証書の取り扱いを開始します。

1 対象となる保証証書

保証の種別	工事	委託	保証事業会社
前払金保証	○	○	前払金保証証書
中間前払金保証	○	—	中間前払金保証証書
契約保証	○	—	契約保証証書

※電子化は保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）が発行する保証証書のみが対象です。金融機関の「保証書」や保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、これまでどおり紙の証書や証券（原本）での提出が必要です。

2 対象となる契約

令和8年4月1日以降に契約する建設工事及び建設工事における設計・調査・測量業務を対象とします。

3 電子証書の提出方法

保証契約締結後、保証機関から発行されたPDFファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を電子メールにて上下水道経営課まで提出してください。

4 備考

- ・電子証書の申込等の発行手続きにつきましては、保証事業会社にご確認ください。
- ・提出先のメールアドレスは
上下水道経営課 (suido-keiyaku@city.gyoda.lg.jp) までお願いします。
- ・引き続き、紙での保証証書の提出も可能です。

(水道事業)

電子メールによる電子証書の提出にあたっての留意事項

- ・メールの件名等

メールの件名には以下の２点を入れてください。

①受注者名称

②保証の種別（契約保証・前払金保証・中間前払金保証）

例）【〇〇（株）】 〇〇保証について

- ・メール本文には以下の２点を記載してください。

①工事（業務）名称

②担当者氏名・連絡先